

生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会

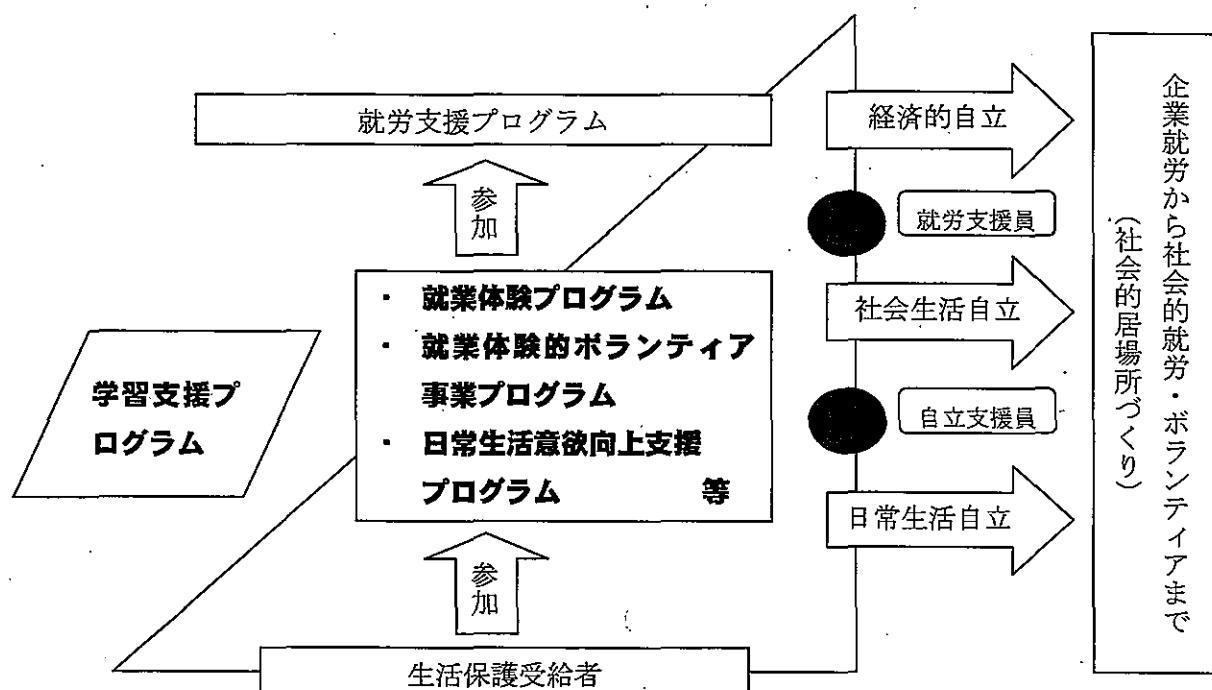
社会・援護局保護課

1. 趣旨

生活保護受給者については、国として平成17年度に自立支援プログラムを導入し、各自治体においては、受給者の状況に応じて、①就労による経済的自立、②地域社会の一員として充実した生活を送る社会生活自立、③自分の健康・生活管理などを行う日常生活自立、を目指す取り組みを行ってきた。

しかし、依然雇用環境の改善が見られない中で本格的な企業就労が必ずしも進まない一方、社会から孤立した受給者や就労意欲等に乏しい受給者の社会的な居場所を確保し、社会生活自立や経済的自立に結びつける支援策の重要性が指摘されている。また、貧困の連鎖を防止するために、生活保護世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくりも重要である。これらは、長妻厚生労働大臣が所信表明演説で提唱した「ポジティブ・ウェルフェア」を生活保護の現場で具現化するものもある。

これらの充実には、福祉事務所等行政のみの対応には限界があり、社会活動に取り組む「新しい公共」と言われる企業、NPO、市民等の協力が不可欠である。このため、本研究会では、生活保護受給者の社会的な居場所づくりに取り組む企業、NPO、市民等と行政との協同に関し、先進的事例を紹介するとともに、各自治体の取り組みを促す方策への提言をとりまとめる。



2. 構成

- 外部有識者を招いた社会・援護局長の私的研究会とする（原則マスコミ公開）。
- メンバーは、別紙のとおり。
- 事務局は、社会・援護局保護課とする。職業安定局就労支援室にオブザーバー参加してもらうほか、必要に応じ関係部局にも参加をお願いする。

3. 検討事項（案）

- 自治体による自立支援・就労支援の現状分析
- 国が支援している「就労意欲喚起等事業」や「子どもの健全育成支援事業」の現状分析
- 自治体やNPO等による先進事例スタディ
- 環境整備のための提言
 - (例)
 - ・行政と協同できるNPO等のリスト作り
 - ・NPO等への支援策
 - ・就労支援員・自立支援員の確保支援
 - ・社会的居場所づくりのノウハウの蓄積
 - ・事業の評価・検証手法の確立

4. 検討スケジュール

- 4月上旬に第一回を開催し、おおむね月1～2回開催
- 今年夏までを目途に提言をまとめる。